

平成28年8月9日

第75回 神戸市個人情報保護審議会

母子保健情報システムのこうべ健康いきいき  
サポートシステムへの移行について

(こども家庭局)



神こここ第 1888 号

平成 28 年 8 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、  
貴会の意見を求めます。

記

母子保健情報システムのこうべ健康いきいきサポートシステムへの移行について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限に関して」)

担当：こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

母子保健情報システムのこうべ健康いきいきサポートシステムへの移行について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限に関して」)

◎印は条例第11条第2項に該当するセンシティブ情報

【電子計算機処理する個人情報】

1. 基本情報

氏名

性別

生年月日

住所（居住地）

続柄

異動事由

異動年月日

住記個人番号

世帯番号

受診番号

母子手帳番号

電話番号

メールアドレス

2. 妊娠届出書届出者情報

交付年月日

◎分娩予定日

◎妊娠週数

◎出生順位

◎健診受診状況

◎検査内容

◎妊娠前の身長・体重

◎妊娠および出産後の生活環境

◎不安・相談内容

◎嗜好

◎家族の喫煙状況

◎既往・現病歴

3. 妊婦健診受診者情報

実施年月日  
実施場所  
◎診察結果  
◎総合所見  
請求内容

#### 4. 新生児訪問・乳幼児健診受診者情報

(受診者問診情報)

問診票記入者

- ◎在胎週数
- ◎既往歴
- ◎家族歴
- ◎検査実施状況
- ◎産後うつ指標
- ◎健診受診歴
- ◎発達状況
- ◎身体状況
- ◎育児状況
- ◎食事状況
- ◎生活リズム
- ◎口腔関連状況
- ◎家族の喫煙状況
- ◎アレルギー疾患関連状況

(受診者健診情報)

- 実施年月日
- 実施場所
- ◎健診所見
- ◎歯科健診所見
- ◎総合判定
- ◎フッ化物塗布

(受診者精密検査情報)

- ◎実施年月日
- ◎実施場所
- ◎精密検査依頼要旨

◎総合判定

5. 予防接種受診者情報

実施年月日

実施場所

実施予防接種の種類

6. 健康教育受講者情報

予約状況

受講年月日

受講場所

◎受講教室名

## 母子保健情報システムのこうべ健康いきいきサポートシステムへの移行について

### 1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、母子保健関係事務が個人番号利用事務となるため、セキュリティ強化が必要であり、庁内情報系 NW で運用している母子保健情報システムを、庁内基幹業務系 NW で運用しているこうべ健康いきいきサポートシステムにサブシステムとして移行する等、システム改修を行なう。

### 2 母子保健情報システムとこうべ健康いきいきサポートシステムについて

#### (1) 母子保健情報システムについて

母子保健情報システムは、妊娠期から就学期までの母子保健情報をデータベース化することにより、当該情報を総合的かつ迅速に把握、活用し、乳幼児健診等のサービスを市民に的確に提供するとともに、地域・年代別や時系列によりデータを分析して施策の検討に活用しており、効率的な事務処理ができる総合的管理システムとして平成15年2月に個人情報保護審議会に諮問し答申を受け、平成16年4月から庁内情報系 NW で運用している。

#### (2) こうべ健康いきいきサポートシステムについて

こうべ健康いきいきサポートシステムは、成老人の健康診断や予防接種の個々の事業において紙媒体や表計算ソフトのデータ等で保有していた市民の健康情報をデータベース化し、地域・年代別や時系列によりデータを分析して健康づくり施策の検討や、個人ごとの受診・接種履歴管理を行い未受診者・未接種者への個別勧奨に活用するとともに、効率的な事務処理ができる総合的管理システムとして平成27年2月に個人情報保護審議会に諮問し答申を受け、平成27年4月から庁内基幹業務系 NW で運用している。

### 3 業務の概要

現行の母子保健情報システムにおいてホストコンピュータから取得している住民記録データを、こうべ健康いきいきサポートシステムに移行することにより共通基盤システム経由で入手する。

以下の妊娠期から就学までの母子保健法に基づく母子保健事業のデータ収集、管理を行うことで健診、教室の案内や家庭訪問等を迅速、確実に行う。詳細は別添のとおり。

#### 【データ収集・管理・活用する母子保健事業】

- ①妊娠届出書の受理
- ②妊婦健康診査
- ③新生児訪問指導

④乳幼児健康診査

⑤各種教室（乳幼児健診後の要フォロー児教室、2歳児虫歯教室等）

#### 4 効果

- (1) 現在の庁内情報系 NW から庁内基幹業務系 NW に移行することで、情報セキュリティが強化される。
- (2) 共通基盤システムから住民記録データを取得することで、データ収集の迅速性、正確性が向上する。
- (3) 母子保健情報を USB でこうべ健康いきいきサポートシステムに取り込み、予防接種情報等と情報連携を行なっていたが同システム内での運用となり、安全かつタイムリーな運用が可能となる。
- (4) 乳幼児期から成老人期までのデータを一元的に蓄積・分析することで、疾病に至るリスク要因の究明や将来の健康課題への予防策への反映ができる。

#### 5 実施計画

～平成28年9月            こうべ健康いきいきサポートシステム改修  
平成28年9月～10月    テスト  
平成28年11月～        運用開始

#### 6 処理件数

妊娠届出書        約 13,000件（年間）  
妊婦健康診査     約182,000件（年間）  
新生児訪問指導   約 13,000件（年間）  
乳幼児健康診査   約 52,000件（年間）  
各種教室           約 5,000件（年間）  
予防接種（BCG）約 13,000件（年間）

#### 7 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、こうべ健康いきいきサポートシステムで承認された取扱いに準じて、以下の通り厳格に対処する。

##### (1) システム上の保護

(ア) 端末機（区役所設置端末機、本庁管理用端末機）の操作にあたっては、静脈認証とID、パスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定するだけでなく、業務ごとに操作できる職員を限定する。

(イ) 個人情報に係るデータベースについては、端末機には保存せず、庁内の施錠され



たラック内に設置するこうべ健康いきいきサポートシステム専用サーバに保存する。

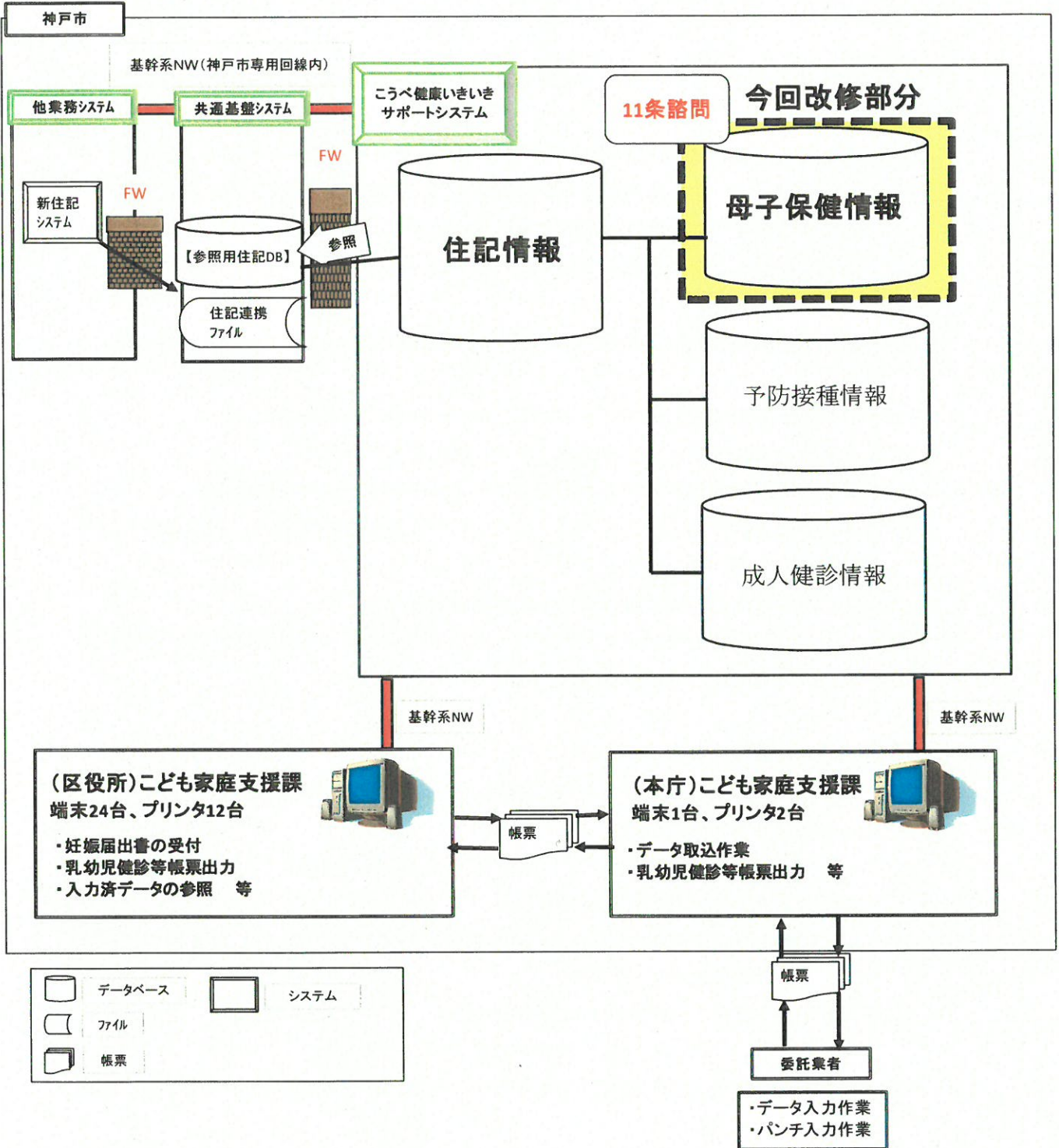
- (ウ) 端末機とサーバは、LGWAN（総合行政ネットワーク）を除き外部のネットワークとは繋がっていない庁内基幹業務系 NW により接続し、本システム用端末機以外の端末機からのアクセスを遮断する。これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。
- (エ) 区役所設置端末機から USB メモリ等の外部記録媒体へのデータ書き込みを禁止する。
- (オ) 区役所設置端末機のデスクトップ等へのデータ保存を禁止する。
- (カ) 区役所設置端末機のマウスの右クリック機能を無効にする。
- (キ) 区役所設置端末機からシステム関連ファイルへのアクセスを制限する。
- (ク) 本庁管理用端末機にはハードディスクへのデータ保存を可能とするが保存する際は暗号化する。
- (ケ) サーバと端末機間の個人情報の通信は暗号化する。
- (コ) サーバ、端末機のウィルス対策ソフトウェアのウィルス定義更新は、庁内基幹業務系 NW を通じて自動配信を受ける。

## (2) 運用上の保護

- (ア) サーバは常時施錠したラック内に保管し、当該鍵の使用は関係者のみに限定するとともに鍵の貸し出し状況を記録する。
- (イ) サーバとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体（磁気テープ）についても、施錠された庫内に厳重に保管する。
- (ウ) 端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更するとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- (エ) 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして破棄する。
- (オ) 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- (カ) 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- (キ) データ入力等外部委託を行なう際には、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務づける。



母子保健情報システムのこうべ健康いきいきサポートシステムへの移行について



## 母子保健事業について（補足説明資料）

母子保健事業は、思春期から妊娠、出産、育児期を通じて、母子保健法に基づき一貫した体系のもとに総合的に進められている。

### ①妊娠届出書の受理（母子保健法 第10条・第15条・第16条）

妊娠をした方が各区役所に妊娠の届出を行い、届出をした妊婦に対し、母子健康手帳や副読本などを交付する。妊娠届出の際、妊娠・出産・育児に関するアンケートを実施し、保健師がすべての妊婦に対し面接を行う。妊娠・出産・育児に関する相談に応ずるとともに必要な情報提供を行う。子育て相談窓口として支援開始の重要な機会である。この機会に継続的に支援を要する方を把握し支援につなげている。

### ②妊婦健康診査（母子保健法 第13条）

妊婦健康診査にかかる費用の一部を公費助成している。

区役所において母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付し、妊娠は医療機関での受診の際に金券として利用する。受診の結果、保健指導が必要な場合など医療機関の指示に基づき、区役所の保健師が相談に応じる。

### ③新生児訪問指導（母子保健法 第11条・第19条）

出生したすべての子どもに対し、生後4か月になるまでの間に、保健師または助産師が家庭訪問し、子どもの発達・発育状況の確認、母（産婦）の産後の心身の健康状態の確認とともに、育児の相談に応じ、必要な情報提供を行っている。訪問の際は産後のうつに対するスクリーニングを実施し、必要に応じて保健師による継続支援を行っている。

### ④乳幼児健康診査（母子保健法 第12条・第13条）

生後4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象として、区役所または指定医療機関において乳幼児の健康診査を実施している。対象者には事前に個別に受診案内を送付し、受診時には保護者が記入した問診票に基づき、問診、医師による診察、育児・栄養・歯科に関する相談を実施。1歳6か月児健康診査からはさらに歯科健診を、3歳児健診ではさらに尿検査や視聴覚健診を実施。診察の結果、精密検査が必要な場合は、指定医療機関での精密検査を実施しその費用を公費負担している。

### ⑤各種教室（母子保健法 第9条）

各区役所において、乳幼児健康診査後の要フォロー児教室をはじめ、育児セミナーや対象者別の子育て教室などを実施し、育児・出産・育児に関する知識の普及や子育ての仲間づくりを支援している。